社会福祉法人 大河原町社会福祉協議会 安全運転管理規程

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下｢社協｣という。）が

所有する車両の安全な運行ならびに適正な管理について必要な事項を定め、交通事故

の撲滅を図ることを目的とする。

（心構え）

第２条　車両の運転にあたっては、常に人命尊重を旨とし、交通法規ならびにこの規程

を遵守して安全運転に努めなければならない。

第２章　安全運転管理者

（安全運転管理者の選任）

第３条　安全運転管理者は、職員のうちから法定の要件を備える者を会長が選任するも

のとする。

２　安全運転管理者を選任したときは、１５日以内に公安委員会に届け出るものとする。

（安全運転管理者の任務）

第４条　安全運転管理者は、安全運行や車両管理等に関する業務の全般を職務とする。

２　安全運転管理者は、車両を運転する職員等に対して交通事故防止上必要な指示や指

導を行うものとする。

（安全運転管理者の解任）

第５条　安全運転管理者が次の事項に該当する場合には、解任するものとする。

（１）異動や退職、その他の理由で安全運転管理業務が遂行できなくなったとき。

（２）公安委員会の解任命令を受けたとき。

（３）安全運転管理者として、ふさわしくない行為等があったとき。

第３章　運転管理等

（安全運転の確保）

第６条　安全運転を確保するために、安全運転管理者は次のような措置をとるものとす

る。

（１）無免許運転の禁止

（２）飲酒運転の禁止

（３）過労運転の禁止

（４）速度違反運転の禁止

（５）過積載運転の禁止

（６）放置行為の禁止

（７）その他、交通法規に違反する運転の禁止

２　安全運転管理者は、交通法規に違反する運転の強要や助長または容認をしてはなら

ない。

（運行計画）

第７条　安全運転管理者は、運転者の能力や健康状態を把握し、適正な運行計画を立て

なければならない。

（運転記録簿）

第８条　安全運転管理者は、運転記録簿を備付けて運転者ごとに車両の運行開始と終了

時間、走行距離等を記録させ、運転の状況を把握しなければならない。

（点　呼）

第９条　安全運転管理者は、点呼等で服装や健康状態の観察を行い、安全運行上の諸注

意を与えるとともに、異常気象時の場合には、状況に応じて必要な措置を講じるものとする。

（日常点検）

第10条　安全運転管理者は、車両を運転しようとするものに対して、日常点検を実施

させなければならない。

（運転者教育の実施）

第11条　安全運転管理者は、運転者に対し安全運転に関する指導や教育を行うよう努

めなければならない。

（応急用具の備付け）

第12条　車両には応急用具を備え付け、運転者がその使用方法を習熟するよう教育し

なければならない。

第４章　車両管理等

（車両の業務外使用の禁止）

第13条　社協の所有する車両を社協業務以外の目的に使用させてはならない。

２　やむを得ず社協業務以外で使用する場合は、事前に所定の申請書によって会長の許

可を得るものとする。

（車両管理台帳）

第14条　安全運転管理者は、車両管理台帳を備え付けて、車両の整備状況、車検の有

効期間、自動車保険の付保状況等の把握に努めるものとする。

（鍵の保管）

第15条　車両の鍵は必ず所定の保管場所に収納するものとし、安全運転管理者が保管

にあたるものとする。

第５条　事故処理

（事故発生時の措置）

第16条　安全運転管理者は、運転者から交通事故発生の報告を受けた場合、運転者に

適切な処置をとるよう指示しなければならない。

（事故の処理）

第17条　安全運転管理者は、事故を起こした運転者に交通事故報告書を提出させると

ともに、保険会社に事故発生状況等の必要な事項を通知するものとする。

（事故の損害等の負担）

第18条　社協の所有する車両によって、業務中に生じた事故については、運転者の故

意または重大な過失等に基づく場合を除いて、原則として社協がその責任を負担する。

２　業務外で起こった事故は、社協は責任を負わず、その損害も負担しない。

　　　附　則

　この規程は、平成２３年４月２２日より実施する。